



令和7年10月

お客さま 各位

大田原信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて（その2）

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の取組みを実施致します。
お客さまにおかれましては、本対応についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

（1）他行支払の電子交換受付終了（実施日：令和8年9月30日（水））

令和8年9月30日（水）をもって、手形・小切手の電子交換所への取立を終了します。
令和8年10月以降に手形・小切手を受け取られた場合は、振出人や振出銀行等に決済方法をご相談いただく必要があります。

（2）手形・小切手の振出終了（実施日：令和8年9月30日（水））

手形・小切手の最終振出期限を、令和8年9月30日（水）とします。最終期限以降に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払ができなくなります。

2. 既にお知らせした実施内容

（1）当座勘定の新規口座開設停止（実施日：令和7年10月31日（金））

（2）令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止（実施日：令和7年10月31日（金））

（3）手形・小切手の発行受付終了（自己宛小切手を含む）：（実施日：令和7年12月30日（火））

3. 円滑な電子決済への移行に向けて

手形・小切手の電子化には、現物紛失のリスク低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代等のコスト削減など、お客様に様々なメリットがございます。

手形・小切手に代わる決済手段として、でんさい（電子記録債権）のご利用及び法人インターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行を早急にご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

